

第16回新型インフルエンザ等対策本部会議

令和3年9月30日

【決定確認事項】

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が9月30日をもって解除される見通しであることから、町が現在実施している公共施設の利用時間の短縮、一部利用制限等の実施を9月30日までで一部解除する。
- ・解除後の利用時間は、埼玉県における段階的緩和措置である10月24日までの間は午後9時までとする。
- ・新型コロナウイルス感染防止や感染に対する不安等を理由として予約済の公共施設の使用取り消しの申し出を受けた際の施設利用料の還付については、緊急事態宣言が解除されることから、令和3年10月1日以降に予約された施設使用料は、各施設の条例に掲げる事由に該当する場合を除き還付しない。